

# くらしウォッチャーだより

## contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 10月調査結果から  
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

新たな手口

## 「還付金詐欺」にご注意！

見守り  
新鮮情報

### ネットバンキング を悪用した 還付金詐欺に注意



©Kurosaki Gen

市役所職員を名乗る男性から「健康保険料の払い戻しが約3万円ある」と電話があり、払い戻しをしてもらうことにした。その後、払い戻し先の口座がある金融機関を名乗った電話があり、暗証番号を聞かれた。教えたくなかったが「キャッシュカードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ、伝えてしまった。不安になり、その金融機関に確認すると、勝手にインターネットバンキングの申し込みがされていた。(60歳代 男性)

還付金詐欺はこれまでATMで振り込ませる手口が主でしたが、ネットバンキングを悪用した還付金詐欺の相談が寄せられています。

役所などの公的機関をかたり「保険料の還付がある」などと電話し、還付金を受け取るためと言って銀行口座の番号や暗証番号などを聞き出し、本人に成り済ましてインターネットバンキングの利用を申し込み、預金を他の口座に不正に送金する手口です。

注意

●公的機関や金融機関などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。絶対に教えず、すぐに電話を切ってください。

国民生活センター見守り新鮮情報より引用

大崎市消費生活センター：0229-21-7321

# 消費生活関連

10月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

## 電話勧誘

\* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です \*

- ・「電力料・光熱費が下がります。」と電話があった。 関連他 1 件
- ・「一戸建て住宅の方へ」と録音テープで案内が流れ, 電力自由化の話だったので電話を切った。
- ・「冠婚葬祭互助会への入会案内」と電話があった。
- ・「ハウスクリーニングの案内」と電話が来た。
- ・結婚相談所から「独身の子供にパンフレットを送りたい。」と言われ断ったら, 近所に「パンフレットを見てもらいたいの。」と訪問された。
- ・訪問購入と思われるが, 不用品買取りという事前にアポイントの連絡があった。

## 消費生活相談員からのコメント

相変わらず電話勧誘の報告が多く寄せられております。エネルギーや電力・電気代などとともに, 資産運用や訪問買取など消費者が関心を持つような勧誘が増えています。電話で, 個人の資産状況や連絡先・年齢等を確認するような場合には, きっぱり断ってください。

## 訪問販売

- ・「近所で舗装工事をするので諸経費が安くなる。敷地を一緒に舗装しませんか。」と訪問された。
- ・「布団のリフォームのご用はありますか。」と訪問された。
- ・「土地の購入の件で。」と訪問されたが, 「売るものは無い。」と断ったら周辺の土地の所有者を教えて欲しいと言われたが断った。

## 消費生活相談員からのコメント

訪問販売で来訪する事業者は, きちんと販売事業者名・販売者名・販売目的を伝えていただきます。特定商取引法では, 販売事業者は勧誘にあたる前にきちんと告げることと規定しています。強引な勧誘や虚偽と思われる説明など問題と思われる場合には情報提供願います。

## その他

- ・貸衣装の店から娘の成人式の DM が届いた。

## 消費生活相談員からのコメント

成人式を迎える皆さん宛に, 開催時期の1年位前から, 式用の着物レンタルや着付け+前撮りなどのサービス提供の DM や案内広告も多くなっています。

成年年齢の引き下げに伴い, 18 歳から成年となり, 契約は親権者の同意がなく, 本人の意思で契約ができます。

スマホの利用で多様な決済方法やクレジットカードの所有も可能になりますが, 契約は慎重に, 判断に迷うときは親権者や消費生活センターにご相談ください。

# 食品の品質表示

10月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈10月分〉

| 品目別              |     | 調査品  | 表示事項                                                                                   | 調査延べ店舗数 | 表示状況 |    |
|------------------|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|----|
| 生<br>鮮<br>食<br>品 | 農産物 | しいたけ | 名称・産地                                                                                  | 22      | 有    | 22 |
|                  |     |      |                                                                                        |         | 無    | 0  |
|                  | 梨   |      | 22                                                                                     | 有       | 22   |    |
|                  |     |      |                                                                                        | 無       | 0    |    |
|                  | 水産物 | 魚    | 名称・産地                                                                                  | 22      | 有    | 22 |
|                  |     |      |                                                                                        |         | 無    | 0  |
| 畜産物              | 豚肉  |      | 22                                                                                     | 有       | 22   |    |
|                  |     |      |                                                                                        | 無       | 0    |    |
| 加工食品             |     | 乾燥のり | ・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分) | 11      | 有    | 11 |
|                  |     |      |                                                                                        |         | 無    | 0  |

## ◆報告

- ・サンマは出始めの時期より少し大きく、油がのっていた。
- ・豚肉は国内産のものよりアメリカ、カナダ産が多く、豚挽き肉はメキシコ産とアメリカ産しか置かれていなかった。店によっては国産だけ置いてあるところもある。
- ・アジのたたきに髪の毛が入っていたので、すぐに店舗に電話をかけ、今後気を付けるよう伝えた。
- ・食品が値上がりした影響でエンゲル係数が上がるようだ。
- ・量的にはそれほど多く購入していないにも拘わらず、物価の値上げの影響で支払い金額が高くなり驚いている。
- ・のりはアレルギー表示がなかった。「エビカニが生息している海域で採取しています」との表示がアレルギー表示に代わるのだろうか。

## 消費生活相談員のコメント

調査品目「乾燥のり」に「アレルギー表示無し」との報告が複数ありました。食品表示基準で法令上、アレルギーを含む食品に関する表示が義務付けられているものは「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)」の7品目。表示することが推奨されているものは「アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン」の21品目です。従って原材料が「海苔」のみであればアレルギー表示の義務はなく、「エビカニが生息している海域で採取しています」との表示は業者が任意で記載しているものと思われます。(参考:消費者庁 HP)

### ～編集後記～

ロシア・ウクライナ問題や急激な円安など、様々な影響で原材料や原油、梱包資材などが高騰しており、ニュースや新聞によりますと、年末までに食料品や日用品など約2万品目が値上げされると報道されています。

2023年には電力料金の値上げを予定または検討している電力会社もあり、消費者にとっては来年も厳しい状況が続くと予想されますので、節約など工夫して乗り切りましょう。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

**大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)**

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)